



30<sup>+</sup> YEARS  
IN VIETNAM  
& CAMBODIA

# カンボジア における 移転価格 について



# 移転価格税制

1997年から、税法第18条により、税務総局 (General department of taxation, GDT) は、カンボジアの納税者とその企業関連者との間の収入と費用についてみなし課税することが許可されています。

また、2017年10月10日、カンボジアの経済財政省はPrakas 986を交付し、移転価格 (TP) の手法、および正式な補足資料の要件に関する追加の規則とガイダンスを提供しています。

なお、Prakas 986は2017年10月10日に発効し、2018年度以降に適用されています。

## 要求事項

カンボジアの移転価格税制ルールの下では、すべての企業関連者との取引は独立企業間価格で行う必要があります。企業関連者との取引を行う納税者は、次の情報をすべて準備する義務があります。

### 移転価格文書フォーム (企業関連者取引明細もしくは附属明細1)



**附属明細1** – 企業関連者及び企業関連者に関する情報

特定の基準額はないものの、企業関連者との取引を行う企業は企業関連者との取引明細を作成し、提出することが求められています。



- 附属明細1は、会計年度終了後3か月以内に年次の事業所得税申告書と併せて提出する必要があります。

### 移転価格文書 (ローカルファイル)



**ローカルファイル** – 現地の納税者の企業関連者取引に関する特定の情報を提供し、移転価格算定方法を含む取引の分析を行います。

金額にかかわらず、企業関連者と取引がある企業は、独立企業間取引であることを裏付けるために移転価格文書を作成する必要があります。



- 作成期限はないものの、ローカルファイルは税務調査中に税務調査官から依頼があった場合に提出する必要があります。
- カンボジアの移転価格税制のルールの中では作成義務の免除規定はありません。
- 企業関連者との取引がある企業は、取引が独立企業間価格となっていることを裏付けるため、移転価格文書を作成する必要があります。



# 移転価格に関する税務調査

## 移転価格の税務調査等

### 移転価格に関する税務調査



移転価格に関して税務当局により指摘された事例が増加しています。例えば、主に以下について、調査される事例が多い状況です。

- 継続的に損失を計上している、もしくは収益性が低い企業
- 移転価格制度への遵守の確認
- 複雑な取引、グループ内のサービスの提供、無形資産に対するロイヤリティの支払、金融取引に対する移転価格
- 企業関連者と重要な取引を行う多国籍企業
- 移転価格文書の中で選択した比較対象企業の妥当性

税務調査により、利益をみなし課税され、経営上の問題が生じる可能性があります。

### 移転価格の更正評価とペナルティ



#### 移転価格に関する評価

移転価格文書や関連する文書を提示しない場合もしくは、取引が独立企業間価格となっていない場合は、移転価格もしくは事業所得税の更正評価の対象となる可能性があります。

**移転価格に関するコンプライアンスに違反した場合は以下の可能性があります。**

- 税務コンプライアンス証明書の取消
- GDTによる更正評価された追徴課税
- 10%~40%のペナルティ及び月1.5%の遅延利息
- 刑事告発 (懲役刑もしくは追加の罰金)
- 一方的な更正評価、みなし課税のリスク

### 移転価格に関する問題の解決



納税者は、移転価格に関する問題を解決するため、または将来の潜在的な問題を解決するため以下の代替案を検討する必要があります。

- 新しい移転価格ポリシーの適用を検討する。
- 比較可能性分析を実施し、納税者が採用した機能分析、ベンチマーク分析を実施する。
- 地方局もしくはより税務当局のより上位層と交渉する。
- 仲裁委員会との仲裁を依頼もしくは租税訴訟の提起 (ただし、租税訴訟の実例はない。)

# 注意すべき点



## コンプライアンス

近年、税務当局は多くの納税者の移転価格文書を積極的に調査し、規制に準拠しているか否かを確認しています。そのため、毎年更新され、包括的で正確なローカルファイルを作成することは、企業が潜在的な罰則や税務当局との問題を回避するのに役立ちます。



## データ

データの正確性と一貫性は頻繁に問い合わせられます。申告書やその他の文書で使用される移転価格手法の一貫性にも、同じレベルの精査が適用されます。



## ベンチマーク分析

ベンチマーク分析では、一般的にデータベースの信頼性と取引の比較可能性が問題となります。公的に入手可能なローカルデータが不足しているにもかかわらず、ベンチマーク分析にはカンボジア企業の選択が望まれています。さらに、取引の性質に関係なく、内部データをベンチマークに使用することを頻繁に求められます。



## 特定の企業関連者取引

ロイヤルティ、グループ内でのサービスの提供、支払利息、固定資産の購入等はすべて、信頼性を証明するために広範な文書が必要となる企業関連者間取引となります。これらの文書は、企業が企業関連者との多数の取引を行っている場合、財務報告と規制遵守の両方を正当化するために重要となります。



## 異常な業績

連続して損失を計上する、利益の変動が大きい、収益性が異常に低い場合などは、企業が脱税やその他の違法行為を行っていないかどうかを判断するために税務当局が調査する可能性があります。

企業にとって、正確な財務記録を維持し、異常な業績が発生した場合には専門家のアドバイスを求めることが重要です。

# KPMGについて

KPMGは143の国と地域で約265,000人の従業員を擁し、企業、政府、公共機関、非営利団に業務を提供しています。

また、監査及び保証業務を通じて資本市場のニーズにも応えています。

KPMGは、あらゆる業務において高品質なサービスをクライアントに提供することで、社会からの信頼を得ています。

## カンボジアにおけるKPMGについて

カンボジアのKPMGは1994年に設立されました。現在、KPMGは350名を超える専門家を擁し、国内外の顧客を持つカンボジア最大の専門サービス会社の1つです。

## KPMGのグローバルの移転価格サービス

KPMGのグローバルの移転価格サービスは、世界中に2,300人を超える移転価格専門家があり、また、他の税務分野の専門家と協力し、監査、税務、アドバイザリーの専門家からなるグローバルのKPMGネットワーク属しています。

## KPMGの移転価格に関する問題の解決のサービス

KPMGの移転価格の問題解決のサービスは、クライアントが問題を解決し、国内外を問わず移転価格に伴う問題に対処するサービスを提供します。

KPMGの専門家は、クライアントのニーズに対応するため、問題の解決に際し、適切なアプローチを決め、既存の移転価格を裏付ける比較可能性分析を提供し、GDTからの問い合わせの対応を準備し、GDTとの交渉をサポートします。

# KPMGのサポートについて



## 移転価格の計画

移転価格のポリシーは、コンプライアンス、運用、および税務の効率のニーズの間でバランスを取るよう設計する必要があります。

さらに、移転価格とビジネス戦略は、バリューチェーン全体で調整され、全体的な利益を向上させる必要があります。

KPMGは、クライアントのグローバルのビジネスおよび運用上の目的に沿った、実行可能な移転価格戦略の評価、設計、および適用を支援します。



## 移転価格へのコンプライアンスのサポート

KPMGの移転価格コンプライアンスサービス（開示フォームおよび移転価格文書の作成またはレビューを含む）は、費用対効果の高い方法でリスクを管理し、全体的なコンプライアンスに対する費用負担を軽減することをサポートします。



## 移転価格に関する問題の解決

明確な戦略を持たずに税務当局の監査を受けた企業は、裁量による更正評価やペナルティを科される可能性があります。

KPMGは、クライアントがさまざまな規制上の課題に対応するのを支援する幅広い経験があります。

KPMGの専門家は、移転価格に関する調査等により生じた問題を解決することを目的とした、税務調査前、税務調査中、および税務調査後の一連のサービスを提供します。これには、次のサポートが含まれます。

- 既存の移転価格ポリシーをレビューし、潜在的な移転価格の課題とリスクを識別します。
- 必要な場合、開示フォームおよび移転価格文書や税務当局が要求するその他の情報および文書の作成のサポートします。
- 税務調査における戦略を策定します。
- 既存移転価格を裏付ける比較可能性分析を提供します。
- 税務当局からの詳細な問い合わせへの回答の準備や税務調査における税務当局との交渉をサポートします。
- 移転価格に関する仲裁委員会への仲裁のサポート、租税訴訟（実例はない）についてアドバイス及びサポートします。

# Contact us

## Andrea Godfrey

**Partner**  
Head of Integrated  
International Tax

E: [andreaodfrey@kpmg.com.kh](mailto:andreaodfrey@kpmg.com.kh)

## Tea Vuth Huykoeng

**Associate Director**  
Integrated International Tax  
Transfer Pricing Services

E: [htea@kpmg.com.kh](mailto:htea@kpmg.com.kh)

## KPMGのオフィス

### Phnom Penh

35<sup>th</sup> Floor, GIA Tower,  
Sopheak Mongkul Street, Diamond Island,  
Sangkat Tonle Bassac, Khan Chomkarmon,  
Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 17 666 537 | +855 81 533 999

E: [info@kpmg.com.kh](mailto:info@kpmg.com.kh)

## Follow us on:



これらに含まれる情報は一般的なものであり、特定の個人または団体の状況に対処することを意図したものではありません。タイムリーかつ正確でな情報の提供に努めておりますが、その情報を入手した時点で正確であること、また、将来にわたり正確であり続けることを保証するものではありません。特定の状況を調査し、適切な専門家の助言なしにそのような情報に基づいて行動すべきではありません。

© 2024 KPMG Cambodia Ltd., a Cambodian single member private limited company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website:  
[kpmg.com.kh](http://kpmg.com.kh)